

共用灯LED化修繕仕様書

I 修繕概要

修繕名称：千葉市営住宅千種町団地外2団地共用灯LED化修繕

修繕場所：千葉市花見川区千種町354番地の2外

外2団地の場所

轟町第2団地：千葉市稲毛区轟町1丁目15番6号

誉田2丁目第2団地：千葉市緑区誉田町2丁目2番地1462

※団地の案内図・配置図は別添による。

修繕期間：30日間

修繕概要：本修繕は市営住宅の共用部に設置されている蛍光管の照明器具をLED照明器具に交換するものである。

II 修繕仕様

1, 一般共通事項

- a 本修繕は公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」（令和4年度版）、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）に基づき施工完成すること。また、不明な点は監督職員と協議の上施工すること。
- b 本修繕にあたり施工計画書、実施工程表、使用資材リストを作成し監督職員の承諾を得ること。
- c 本修繕施工にあたり、住民とのトラブルには充分注意を払うこと。
また、団地内での車両の通行、駐車、資材の搬出入等は監督職員及び自治会と打合せの上決定すること。
- d 本修繕中に既存建造物等を破壊した場合は、速やかに監督職員へ報告の上、原型復旧すること。
- e 本修繕にあたり、関係法令を遵守し、申請手続き等必要な場合は請負者がおこなうこと。
- f 本修繕における廃材は（ステンレス器具は有価売却しないで廃棄処理、非常照明器具の

バッテリーはリサイクル、蛍光管は分別処分)、産業廃棄物として許可を得た業者に適切(中間・最終)に処分させ、産業廃棄物管理票(マニフェスト)A、B2、D、Eの写しを提出すること

2, 仮設等

- a 本修繕にかかる電気、水道代は請負者負担とする。
- b 施工における養生及び施工後の清掃は、請負者負担で実施するものとする。

3, 機器仕様

- a 本修繕で使用する照明器具は下記仕様とし、カタログ等の資料を監督職員へ提出し承諾を得ること。

記号	LED 照明器具仕様
A	常用LED器具 FL20W相当×1_逆富士型(一般型) 参考型番(Panasonic 電工 NNF21000C LT9)
B	非常用LED器具 FL20W相当×1_逆富士型(一般型) 参考型番(Panasonic 電工 NCFG21002J LE9)
C	常用LED器具 FL20W相当×2_逆富士型(一般型) 参考型番(三菱電機 EL-LKV2252 AHJ(13N4))
D	非常用LED器具 FL20W相当×2_逆富士型(一般型) 参考型番(東芝ライテック LEDTS-22306M-LS9)
E	常用LED器具 FL20W相当×1_ブラケット(防雨型) 参考型番(Panasonic 電工 LGW80190 LE1)
F	非常用LED器具 FL20W相当×1_(壁面直付型) 参考型番(三菱電機 EL-LF-VH2161-AHN)
G	常用LED器具 FL20W相当×1_(下面開放埋込型) 参考型番(Panasonic 電工 NNF21700J LT9)
H	常用LEDダウンライト IL60W相当×1_(天井埋込型) 参考型番(Panasonic 電工 XND0669WN LE9)
I	常用LEDシーリング階段灯 FCL20W相当×1_(壁面直付型) 参考型番(Panasonic 電工 NWCF11505C LE1)

4, 施工

- a 照明器具交換後は必ず点灯確認を行うこと。
- b 施工写真は、各器具について施工前、施工後、点灯確認の3枚セットで撮影すること。

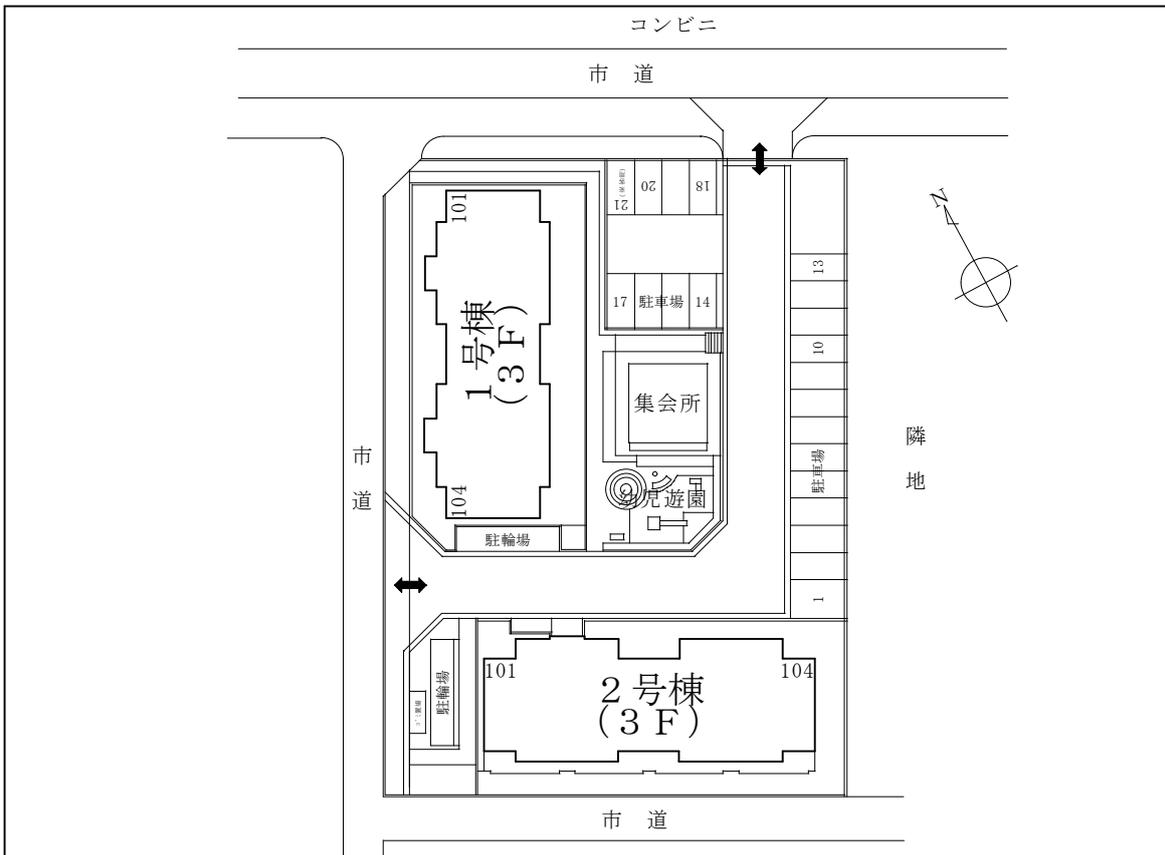
- c 撤去品は撤去台数が写真で確認できるよう、種類ごとにおおよそ 10 台ずつ 1 枚ぐらいの割合で撮影すること。

千種町団地 案内図

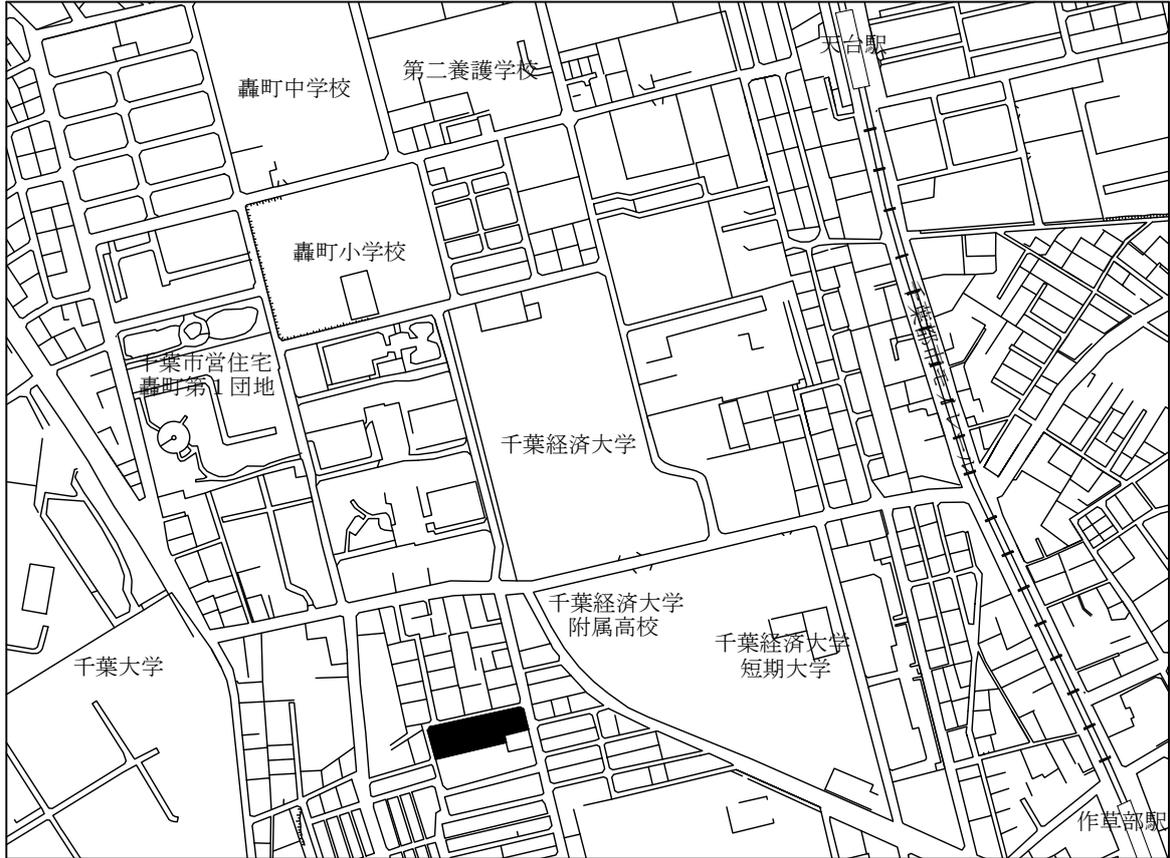


所在地：千葉市花見川区千種町354番地の2

千種町団地 配置図

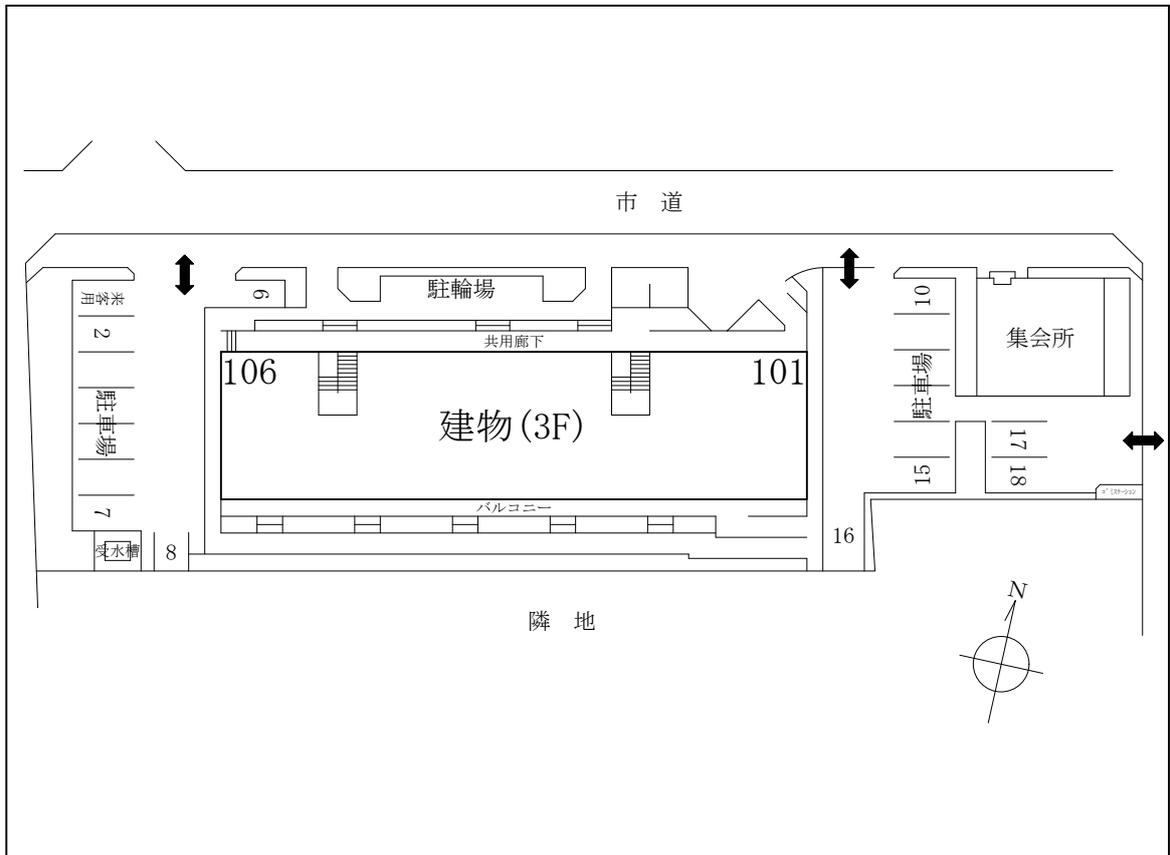


轟町第2団地 案内図



所在地：千葉市稲毛区轟町1丁目15番6号

轟町第2団地 配置図

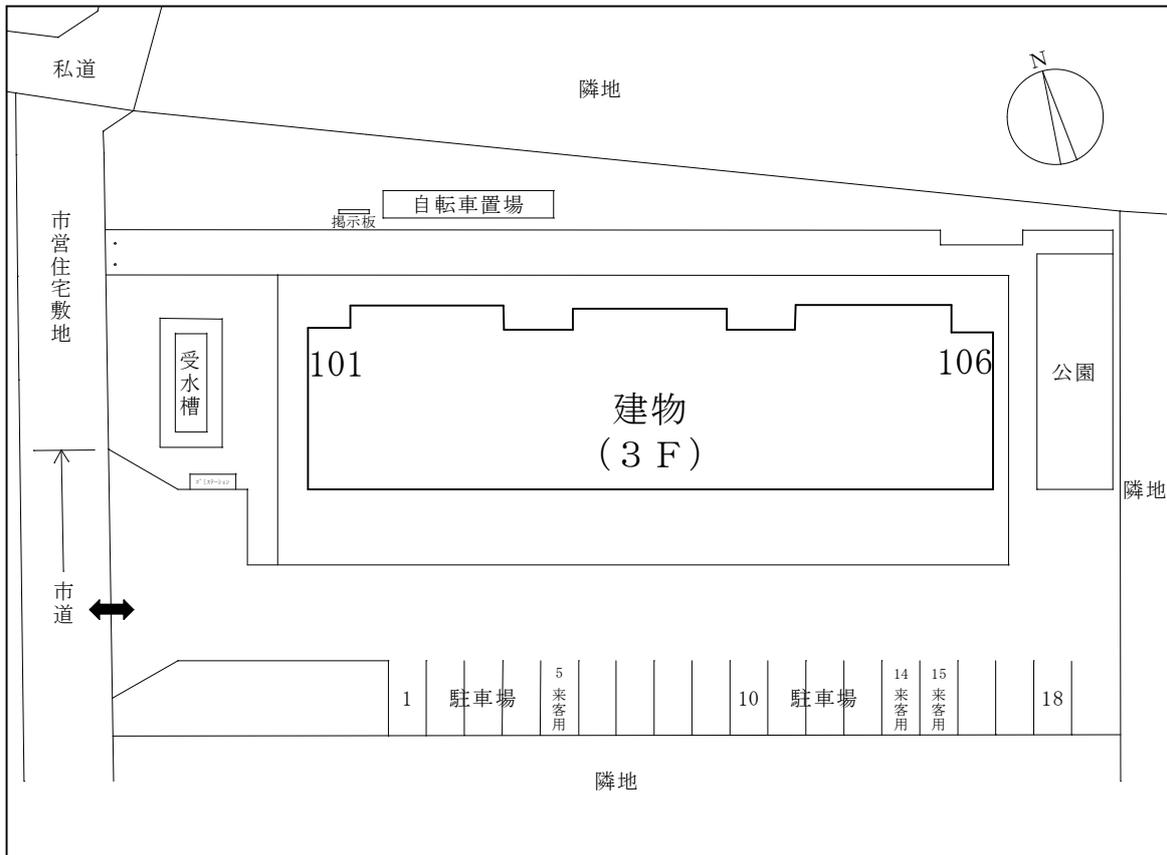


誉田 2 丁目 第 2 団地 案内図



所在地：千葉市緑区誉田町 2 丁目 2 番地 1 4 6 2

誉田 2 丁目 第 2 団地 配置図



下記の表は千種町団地の各棟の建物を共用廊下側から立面図的に共用灯の配置をあらわしたものである。
各記号は仕様書のⅡ修繕仕様3, 機器仕様に記載のLED器具に交換することを示す。

 はすでに改修済みのため本修繕の対象外であることを示す。

		1号室	階段	2号室	3号室	階段	4号室
		3F		B			B
1号棟	器具	交換対象台数					
	B	6					
	E	2					
	2F		B			B	
	1F		B			B	
			E			E	

		4号室	階段	3号室	2号室	階段	1号室
		3F		B			B
2号棟	器具	交換対象台数					
	B	6					
	E	2					
	2F		B			B	
	1F		B			B	
			E			E	

LED器具交換対象表

下記の表は轟町第2団地の各棟の建物を共用廊下側から立面図的に共用灯の配置をあらわしたものである。各記号は仕様書のⅡ修繕仕様3, 機器仕様に記載のLED器具に交換することを示す。

■ はすでに改修済みのため本修繕の対象外であることを示す。

器具	交換対象台数
A	21
E	2

	1号室	2号室	階段	ピロティ	3号室	4号室	5号室	階段	6号室
3F	A	A	E		A	A	A	E	A
2F	A	A			A	A	A		A
1F	A	A		A	A	A	A		A

LED器具交換対象表

下記の表は誉田2丁目第2団地の各棟の建物を共用廊下側から立面図的に共用灯の配置をあらわしたものである。各記号は仕様書のⅡ修繕仕様3, 機器仕様に記載のLED器具に交換することを示す。

■ はすでに改修済みのため本修繕の対象外であることを示す。

		6号室	階段	5号室	4号室	階段	3号室	2号室	階段	1号室
器具	交換対象台数									
	B									
	E									

3F		B				B			B	
2F		B				B			B	
		B				B			B	
1F		E				E			E	

LED器具交換対象表